

令和7年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

日本小型船舶検査機構

当機構では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、また仕事と生活の調和を図るための職場環境を作ることにより、職員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目指し、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

2. 内 容

目標1：年次休暇の取得日数を一人あたり年間平均15日以上とする。

<対策>

- 人事課において年次休暇の取得状況を把握し取得啓発を行う。
- 所属長は、自ら積極的に年次休暇の取得に努めるとともに、職員の業務分担の見直しを図るなど、年次休暇を取得しやすい環境を整備する。

目標2：超過勤務時間数を一人あたり月間平均12時間以下とする。

<対策>

- 人事課において月45時間を超える超過勤務を行った職員の所属長に対し、当該職員に対する面談の実施、業務分担の見直しを行うよう指示する。
- 所属長は、特定の者に業務が集中しないよう勤務時間管理を徹底し、適正な超過勤務命令を行う。

目標3：期間中の男性の育児休業の取得率を30%以上とする。

<対策>

- 人事課において子供が生まれた男性職員に対し、育児休業制度の周知を行う。
- 男性職員の育児休業取得に対する意識の改革、環境づくりに努める。